平成２４年（フ）第６５３号
川崎市宮前区南平台15番12―305号
債務者　鈴木　真紀
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６６８号
川崎市高津区向ケ丘166番地３　グリーンハイツ102
債務者　大須賀俊二
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６６９号
川崎市高津区溝口３丁目10番28―606号、前住所川崎市高津区末長325番地22　マイキャッスル溝ノ口ヴィレッジ503
債務者　田村　礼子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７０号
川崎市宮前区宮崎81番地４
債務者　上田　　剛
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６８８号
川崎市川崎区観音１丁目15番12号　レディーバード101、前住所川崎市川崎区富士見２丁目２番６―902号　レクシオ川崎富士見
債務者　大場　紀子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
川崎市川崎区日進町９番地15　富士屋36
債務者　中島　　悠
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１２５号
東京都品川区上大崎３丁目５－８―706
債務者　加藤　茂行
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３１号
東京都板橋区徳丸１丁目12―12
債務者　戸羽　広己
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７０号
東京都墨田区緑１丁目14―12―503
債務者　高野　利仁
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７１号
東京都調布市菊野台２丁目26―４　第２大竹ビル205
債務者　山田　範亮
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８７号
埼玉県川口市西青木４丁目７―13―201
債務者　三浦春二こと　安藤　竹勝
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９０号
東京都江戸川区本一色１丁目10―22―205
債務者　中野　有希
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９１号
東京都杉並区宮前５丁目11―13　インペリアル清和23―401
債務者　荒井　　亨
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９４号
神奈川県藤沢市大庭5682―６　パークサイド駒寄１～404
債務者　村上　栄子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９５号
東京都台東区千束３丁目19―13―503
債務者　廣澤　周一
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部